

		第78号 登録番号 (5) 8 令和6年1月24日 東京都第一市街地整備事務所 中央区勝どき1丁目7番3号 東京都第一市街地整備事務所 
---	--	--

事業計画を変更します

令和8年度末の換地処分に向けて、事業計画の変更を行います。

今回の事業計画変更の内容は、以下の2項目になります。

- 1街区、14街区に整備した位置指定道路※を公共施設とします。
 - 足立区が減歩緩和のために先行取得した土地を公共用地に位置づけます。
- 本変更に伴い、権利者方々の換地に影響はありません。

※建築基準法42条1項5号に基づく特定行政庁に指定された道路

縦覧について

事業計画変更を行うにあたり、事業計画変更（案）の縦覧を行います。

縦覧の日時、場所等については、下記のとおりです。

記

【縦覧日時】 令和6年2月7日（水）から令和6年2月20日（火）まで
午前9時から午後5時まで（土・日・祝日を含む）

【縦覧場所】 六町地区整備事務所（足立区六町三丁目4番36号）
電話 03-5851-2032

意見書について

事業計画変更（案）について、ご意見がある方は、東京都知事宛てに意見書を提出することができます。

提出された意見書は、東京都都市計画審議会において審査される予定です。

【提出期間】 令和6年2月7日（水）から令和6年3月5日（火）まで

【郵送先】 〒163-8001 新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都都市整備局市街地整備部 東京都知事 小池 百合子

※ 郵送の場合は、令和6年3月5日の消印有効です。

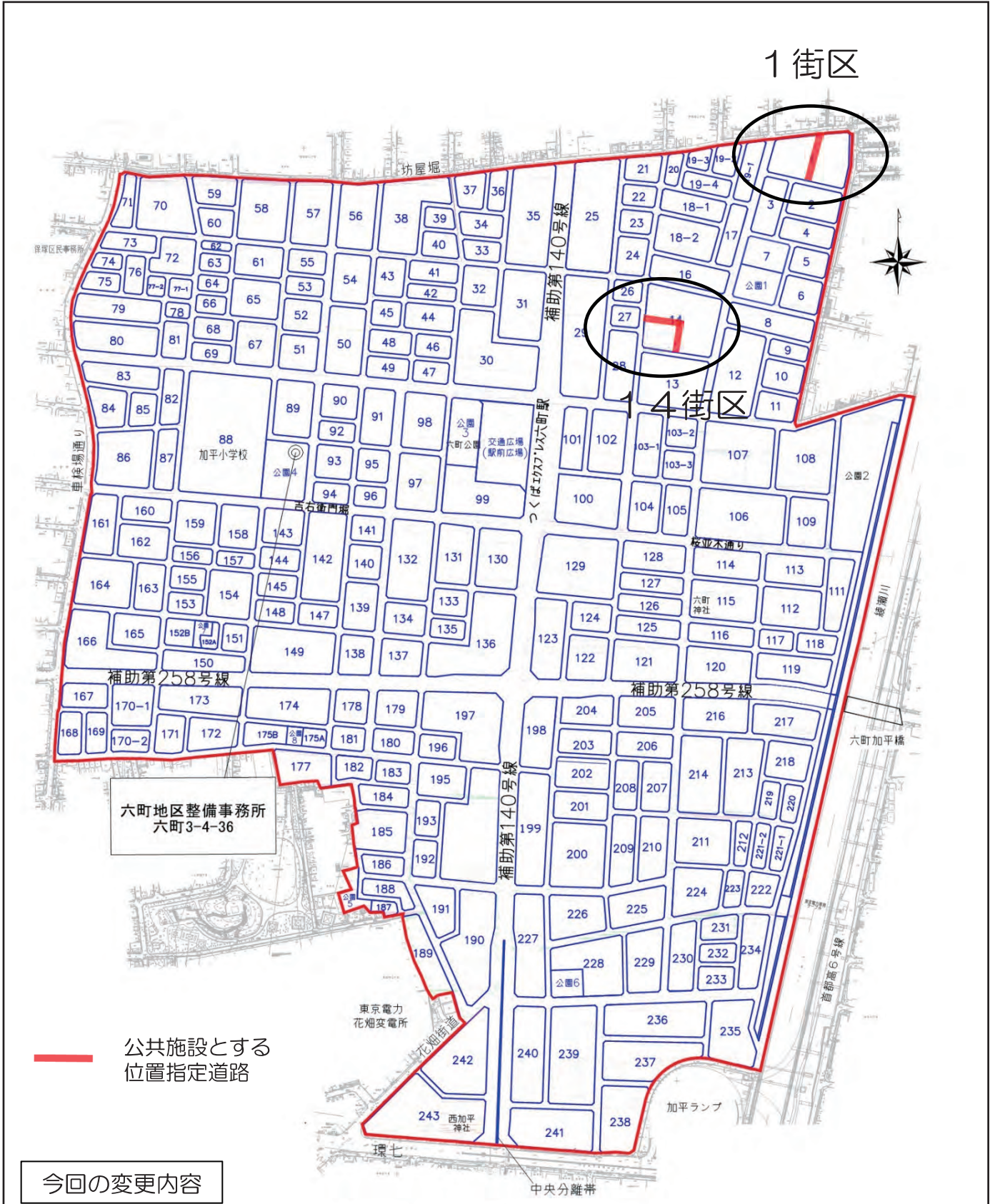
※ 意見書は、六町地区整備事務所においても受け付けます。

<お問い合わせ先>

事業計画変更（案）について、ご質問のある方は、以下までお問い合わせください。

第一市街地整備事務所 事業課 計画担当（電話 03-3534-3419）

事業計画変更箇所図



今回の変更内容

- 1街区、14街区に整備した位置指定道路を公共施設とします。
- 足立区が減歩緩和のために先行取得した土地を公共用地に位置づけます。（図示省略）